

【表1】平成22年度 指導対象医療機関数(医科・歯科)

種類	種類		参考(指導の概要)
	医科	歯科	
集団指導	90	20	保険医療機関の新規指定・指定更新(6年毎)時などに対象とされ、講習会方式で保険診療・請求事務等について指導が行われる。
集団的個別指導	41	37	診療科等による類型区分別に、レセプト1件あたりの点数が①同一区分の平均点数の1.2倍(病院は1.1倍)を超える、②上位8%に該当する、の両方に該当した場合に対象とされる。ただし、(1)前年、前々年に集団的個別指導または個別指導を受けた医療機関、(2)今年度個別指導の対象となった医療機関、は対象から除外される。富山県では「集団」部分のみ講習会方式で実施され、「個別」部分は行われていない。
個別指導	新規指定等	17	新規開業から概ね6ヶ月を経過した医療機関が対象とされる。 「既指定」の個別指導と比べ、指導時間は半分程度、持参が求められるカルテ等は10枚程度。保険請求の不備を指摘された場合は改善を求めるとともに、その場で指摘された事項の診療報酬の返還が求められる(「既指定」の個別指導のような過去1年分に遡っての自主点検・自主返還は求められない)。 富山県では、前年度の新規開業を対象に実施されていることから、平成21年度の新規開業が今年度の実施対象となる。
	既指定	27	患者・保険者等からの情報提供や集団的個別指導の翌年も高点数などの「選定基準」により対象とされ、保険診療・保険請求の取扱いの周知徹底、保険診療の質的向上および適正化を図ることを目的として実施される。 各地域の民間施設(病院の場合はその病院内)で約2時間程度の面接懇談形式で行われ、30枚程度のカルテとレセプトを突き合わせて保険診療・保険請求の内容について指導が行われる。 保険請求の不備を指摘された場合はその事項の改善を求めるとともに、改善報告書の提出や同様の事例について過去1年分に遡って自主点検のうえ自主返還するよう求められることがある。

労働省通知により、個別指導は全国統一になります。
今年二月に出された厚生省は、指導の取扱いを示していることから、今後も動向を注視していくとともに、指導の改善に向けてこれまで以上に全国の保険医協会・保団連とも協力して進めていく必要があります。

【表2】は集団的個別指導の選定基準となる資料です。「集団個別実施件数」欄の数字が今年度の実施件数であり、計画では医科・歯科とも十月が予定されています。

今年は十月に実施予定であります。昨年度の開示資料より処方せん発行の有無による平均点数が明らかになりまし

た。院外処方せんを発行せず、院内処方で対応している医療機関と、常態としている院外処方せんを発行している医療機関には院内処方の平均点数との差(例・内科透析)除くの場合は四十九点が

集団指導は、保険医療機関の指定更新年(六年毎)に該当する医療機関、保険の新規登録者などが対象となります。医科・歯科とも五月(医科二〇・歯科一〇)、九月(医科三〇・歯科五)、十月(医科四〇・歯科五)に実施が予定されています。

【表2】について

「昨年の県平均点数」…病院は本人・家族の入院分(老人病院は後期高齢者分)、診療所は本人・家族の入院外分(小児科は家族の入院外分)、歯科は本人・家族の入院外分のレセプトを基に算出される。

「一定割合を超える点数」…県平均点数に病院は1.1倍、診療所・歯科は1.2倍した点数。

集団的個別指導

今年は十月に実施予定

個別指導・新規

昨年度開業の一四件が対象

協会は四月、東海北陸厚生局富山事務所に平成二十一年度の個別指導結果と二十二年度の指導計画などの資料を開示請求しました。今号では、今年度の指導計画についてお伝えします。

【表1】は今年度の指導対象とされた医療機関数と各指導の概要をまとめたものです。表にあるとおり指導には四つの種類があり、集団指

導と集団的個別指導のよう講習会に出席すれば済むものと、カルテ等の診療記録の持参が求められ、東海北陸厚生局富山事務所(以下、富山事務所)の技官・事務官からカルテとレセプトを突き合わせて診療内容や請求事務などについて具

体的に指導が行われる個別指導に大きく分けられます。指導の種類によって準備や対応が当然違ってきますので、富山事務所から指導の通知が届いた場合、まずは指導の種類を確認し、対応を検討することが必要で

定された場合は四日前に、それ以外の情報提供や再指導等により選定された場合は前日に対象患者が通知されていましたが、今年度より全国的に取扱いが統一されています。従来は、個別指導の実施通知に記載される対象患者リストの通知日から選定理由が記載されるのが、今年度より実施通知だけでは選定理由が判断できないことがあります。

協会・保団連は、従来から対象患者の指定について十五名、前日に十五名を通じては指導実施日の四日前に既指定の医療機関を対象とした個別指導については、今年度は医科二七件、歯科十九件に対して行うとする実施予定件数のみ開示され、個別指導の「選定理由内訳」「月別実施計画」は、昨年に引き続き不開示とされました。選定理由の不開示は「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」と説明されており、東海北陸厚生局管内六県共通の取扱いとなりっています。

厚労省は、指導の取扱いを示していることから、今後も動向を注視していくとともに、指導の改善に向けてこれまで以上に全国の保険医協会・保団連とも協力をしていく必要があります。

【表2】は集団的個別指導の選定基準となる「高点数」ライン

類型区分	医療機関総数	昨年の県平均点数	一定割合を超える点数	集団個別実施件数	院内・院外処方別の平均点数		
					院内処方	院外処方	院内・院外
病院	一般病院	62	38,016	41,817	4	-	-
	老人病院	15	39,586	43,544	0	-	-
	精神病院	18	32,681	35,949	0	-	-
	臨床研修指定病院等	14	44,763	49,239	0	-	-
医科診療所	内科(透析除く)	306	975	1,170	24	1,153	734
	内科(透析あり)	3	2,566	3,079	0	2,566	-
	精神・神経科	11	1,459	1,750	1	1,867	759
	小児科	50	1,028	1,233	0	1,010	1,069
	外科	49	1,278	1,533	1	1,354	1,073
	整形外科	59	1,133	1,359	2	1,228	1,015
	皮膚科	36	516	619	3	618	452
	泌尿器科	4	1,702	2,042	0	2,117	1,196
	産婦人科	27	878	1,053	0	880	866
	眼科	56	647	776	3	670	598
耳鼻咽喉科	36	721	865	3	802	588	
歯科	466	1,177	1,412	37	-	-	

個別指導

開示資料から①

指導と集団的個別指導のよう講習会に出席すれば済むものと、カルテ等の診療記録の持参が求められ、東海北陸厚生局富山事務所(以下、富山事務所)の技官・事務官からカルテとレセプトを突き合わせて診療内容や請求事務などについて具

で、富山事務所から指導の通知が届いた場合、まず対応が当然違ってきます。そこで、富山事務所から指導の種類によって準備や対応が当然違ってきますので、富山事務所から指導の通知が届いた場合、まず対応が当然違ってきます。

従来は、個別指導の実施通知に記載される対象患者リストの通知日から選定理由が記載されるのが、今年度より実施通知だけでは選定理由が判断できません。

協会・保団連は、従来から対象患者の指定について十五名、前日に十五名を通じては指導実施日の四日前に既指定の医療機関を対象とした個別指導については、今年度は医科二七件、歯科十九件に対して行うとする実施予定件数のみ開示され、個別指導の「選定理由内訳」「月別実施計画」は、昨年に引き続き不開示とされました。選定理由の不開示は「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」と説明されており、東海北陸厚生局管内六県共通の取扱いとなりています。

厚労省は、指導の取扱いを示していることから、今後も動向を注視していくとともに、指導の改善に向けてこれまで以上に全国の保険医協会・保団連とも協力をしていく必要があります。